

令和4年度 津市地域防災計画（風水害等対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	75	8	<p>第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第5節 避難計画の策定 2 避難計画の作成（危機管理部、各総合支所） (1)～(4)（略） (新設)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第5節 避難計画の策定 2 避難計画の作成（危機管理部、各総合支所） (1)～(4)（略） <u>(5) 住民自らによる避難行動計画</u> <u>台風接近時等の大雨による河川氾濫等の際に、適切な避難行動を行うためには、日頃からハザードマップ等を確認し、自らの様々な洪水リスクを知るとともに、どのタイミングで、どのような避難行動が必要かあらかじめ考えておくことが重要です。</u> <u>このため、地域住民は、事前に必要な防災行動をまとめた「マイ・タイムライン」の作成等、一人ひとりの避難行動計画の作成に努めるものとします。</u></p>
2	79	4	<p>第6節 避難体制の整備 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） (略) (1)～(3)（略） (4) 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要ときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。 《備蓄及び配備に準備する主なもの》 ア～シ（略） 《感染症対策用備蓄及び配備に準備する主なもの》 ア～ソ（略） (5)～(8)（略）</p>	<p>第6節 避難体制の整備 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） (略) (1)～(3)（略） (4) 避難所には、津市備蓄計画に基づき食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、かつ必要ときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。 《備蓄及び配備に準備する主なもの》 ア～シ（略） 《感染症対策用備蓄及び配備に準備する主なもの》 ア～ソ（略） (5)～(8)（略）</p>

No.	頁	行	旧	新
3	101	23	<p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第4節 緊急物資確保対策</p> <p>3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部、市民部）</p> <p>(1) 食料、生活必需品等の備蓄計画の策定</p> <p><u>食料、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等を定めた備蓄計画を策定します。</u></p> <p><u>備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、高齢者など様々なニーズに対応するものや食物アレルギー対応食、新型コロナウイルス感染症などをはじめとする感染症対策などを含めたものとし、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波避難対策、孤立対策を考慮したものとします。</u></p> <p>(2) 食料、生活必需品等の備蓄</p> <p><u>食料、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための食料、生活必需品等の備蓄を行います。</u></p> <p><u>また、内閣府が構築した「物資調達・輸送調整等支援システム」や本市の「津市総合災害情報管理システム」等も活用しながら、備蓄物資の確認や管理等、大規模災害時に速やかな物資支援が実施できるよう、平時から準備に努めます。</u></p> <p>(3) 食料、生活必需品等の調達体制の整備</p> <p>災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。</p> <p>災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、液体ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。</p> <p>また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受入れ及び応援を行うものとします。</p>	<p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第4節 緊急物資確保対策</p> <p>3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部、市民部）</p> <p>(1) <u>津市備蓄計画に基づく食料、生活必需品等の備蓄</u></p> <p><u>本市の災害用備蓄の基本的な考えを示す、「津市備蓄計画」に基づき、備蓄目標で定める数量の備蓄品目を計画的に整備するとともに、目標に達している備蓄品目についても更新等の整備を行います。</u></p> <p><u>また、内閣府が構築した「物資調達・輸送調整等支援システム」や本市の「津市総合災害情報管理システム」等も活用しながら、備蓄物資の確認や管理等、大規模災害時に速やかな物資支援が実施できるよう、平時から準備に努めます。</u></p> <p>(2) 食料、生活必需品等の調達体制の整備</p> <p>災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。</p> <p>災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、液体ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。</p> <p>また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受入れ及び応援を行うものとします。</p>

No.	頁	行	旧	新
4	139	13	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第8節 避難対策活動</p> <p>1 住民の避難（危機管理部、各総合支所） （略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 住民の自主的な避難</p> <p>市は確実な避難行動を促すため、適時適切に防災行政無線等を活用して注意喚起を行います。</p> <p>住民は、災害発生時にはあらかじめ自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」や高齢者等避難に基づき、地域の一時避難場所に要配慮者を伴い自主的に避難し、地域内住民の安否確認を行います。また、被害が拡大するおそれのある場合は、避難経路等を考慮し、地域ぐるみで最も安全な避難所へ移動します。</p> <p>なお、避難所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数、要配慮者等を市（災害対策本部）その他関係防災機関に連絡します。</p> <p>(3)(4)（略）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第8節 避難対策活動</p> <p>1 住民の避難（危機管理部、各総合支所） （略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 住民の自主的な避難</p> <p>市は確実な避難行動を促すため、適時適切に防災行政無線等を活用して注意喚起を行います。</p> <p>住民は、災害発生時に<u>危険から逃れるためにはあらかじめ住民自らで作成した避難行動計画や自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」、</u>高齢者等避難に基づき、地域の一時避難場所に要配慮者を伴い自主的に避難し、地域内住民の安否確認を行います。また、被害が拡大するおそれのある場合は、避難経路等を考慮し、地域ぐるみで最も安全な避難所へ移動します。</p> <p>なお、避難所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数、要配慮者等を市（災害対策本部）その他関係防災機関に連絡します。</p> <p>(3)(4)（略）</p>